

事業主の皆さま、ご協力をお願いします

# 平成28年1月から、雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーの記載が必要になった届出など

◆マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

(1) 事業主が個人番号関係事務実施者として提出するもの

(事業主において本人確認を行うもの)

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届

(2) 事業主が従業員の代理人(※)として提出するもの

(ハローワークにおいて本人確認を行うもの)

- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

※ 事業主が提出することについて労使間で協定を締結した場合は、事業主は従業員の代理人として提出することができますが、その際は、ハローワークが①代理権の確認(協定書の写し等の提示)、②代理人の身元確認(提出した従業員の社員証等の提示)、③番号確認(個人番号カードの写しなど)を行います(詳細は厚生労働省ホームページ「マイナンバー制度(雇用保険関係)」の「よくある質問(Q&A)」を参照してください)。

## 雇用保険被保険者資格取得届 (現時点版)

## マイナンバーの記載ができなかった場合は？

◆事業主は、雇用保険法に基づき雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届出ることが義務付けられており、従業員にも、このことを説明の上、マイナンバーの記載をお願いします。

※従業員拒否などにより、記載が困難な場合は、マイナンバー記載欄が空欄でも届出などは受理します(法令で定められた期限内での届出をお願いします)。

◆旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」により個人番号を提出してください。

## 個人番号登録・変更届出書

## マイナンバーの記載がある届出書類を郵便で送付する場合は？

◆郵便での届出を行う場合は、できるだけ追跡可能な書留郵便などの方法で届出をお願いします。普通郵便でも受理しますが、紛失などの事故があった場合、どの時点の事故か確認ができません。

## 磁気媒体届出書作成プログラムで届出を行う場合は？

◆磁気媒体届出書作成プログラムを使って届出を行う場合は、媒体データパスワード設定プログラムで任意のパスワードを設定の上、届出をお願いします。